住所　東京都大田区多摩川２丁目22番17号
　李泰基　昭和59年８月16日生
住所　福岡県小郡市小郡1317番地１
　鄭信樹　昭和57年８月25日生
　鄭直樹　昭和61年２月14日生
住所　奈良市三松３丁目14番11号
　郭知叡　昭和54年２月10日生
　郭卓叡　昭和55年８月14日生
　郭相昊　昭和59年６月８日生
住所　愛知県清須市萩野133番地
　柳森龍　昭和22年７月15日生
住所　名古屋市港区野跡３丁目５番７―701号
　安智惠子　昭和46年10月８日生
住所　名古屋市名東区新宿２丁目116番地２
　崔正之　昭和35年12月７日生
住所　名古屋市中区錦１丁目16番13号
　李英美　昭和43年11月７日生
住所　名古屋市名東区香流２丁目105番地
　崔成保　昭和27年１月30日生
住所　愛知県犬山市字稲干場17番地68
　ヴァギネル・ヨシオ・カワナミ　昭和57年７月20日生
住所　愛知県岡崎市大平町字奥屋19番地
　南永薫　昭和16年４月２日生
住所　大阪市天王寺区勝山２丁目14番23号
　姜幸正　昭和47年12月24日生
　金由紀　昭和44年12月13日生
　姜芽依　平成12年12月26日生
　姜和磨　平成16年１月17日生
住所　大阪市此花区酉島４丁目１番18―507号
　安弘燁　昭和40年４月18日生
　南豊子　昭和44年５月28日生
　安重官　平成４年５月22日生
　安悠磨　平成７年３月24日生
　安クラマ　平成14年８月25日生
住所　岐阜市柳津町下佐波７丁目137番地
　趙顕　昭和40年７月14日生
住所　大阪府羽曳野市野々上５丁目14番９号
　姜星恵　昭和47年10月６日生
　趙佳耶　平成10年12月８日生
住所　京都市伏見区深草池ノ内町２番地39
　李義行　昭和60年２月９日生
　李由貴　昭和61年５月９日生
住所　京都市伏見区下鳥羽西柳長町104番地
　金正勝　昭和38年９月６日生
住所　京都市伏見区下鳥羽南柳長町30番地
　李愛未　平成元年10月４日生
住所　神奈川県藤沢市大庭5055番地13
　朴清華　昭和26年７月26日生
　韓明子　昭和36年２月18日生
　朴尚樹　昭和57年12月22日生
　朴眞樹　昭和59年10月25日生
住所　兵庫県宝塚市売布東の町13番19号
　河成國　昭和48年２月５日生
住所　兵庫県川西市小戸１丁目14番４号
　河成浩　昭和56年１月23日生
住所　兵庫県川西市鴬台１丁目８番地９
　河吉成　昭和54年８月３日生
　高愛順　昭和53年１月24日生
　河航輝　平成21年１月29日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目６番25号
　金未佳　平成元年２月11日生
住所　兵庫県姫路市広畑区高浜町１丁目106番地１
　李實　昭和27年１月１日生
　鄭妙子　昭和34年５月15日生
　李絵理　昭和59年８月30日生
　李浩輔　昭和61年４月17日生
住所　兵庫県姫路市大津区天神町１丁目116番地３
　李悦子　昭和31年４月12日生
住所　兵庫県加古川市志方町志方町1748番地18
　金寿一　昭和47年12月27日生
住所　兵庫県加古川市志方町高畑1021番地４
　金愛美　昭和51年３月29日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区細江890番地
　李福美　昭和62年８月26日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区細江803番地
　李淳也　昭和63年９月19日生
住所　岡山県倉敷市北畝４丁目14番33号
　張光江　昭和27年４月13日生
住所　岡山県倉敷市北畝４丁目14番33号
　河愼一　昭和49年６月17日生
住所　岡山県倉敷市神田２丁目13番15号
　張八重子　昭和18年11月19日生
住所　岡山県倉敷市神田２丁目13番15号
　李三枝子　昭和43年８月25日生
　朴倫太朗　平成13年７月７日生
住所　岡山県倉敷市青江７番地11
　李克己　昭和41年11月６日生
住所　東京都板橋区東坂下１丁目16番５―207号
　李奈緒子　昭和55年５月21日生
住所　東京都調布市富士見町２丁目22番地67
　李永孝　昭和53年９月25日生
住所　三重県津市高茶屋４丁目48番２号
　李守隆　昭和55年２月23日生
　李守秀　昭和56年９月24日生

○外務省告示第百九十二号

次に掲げる各国の政府は、平成二十一年一月二十六日にボンで作成された「国際再生可能エネルギー機関憲章」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日にドイツ連邦共和国政府に寄託した。

フィンランド共和国	平成二十三年二月二十三日
ガンビア共和国	平成二十三年三月一日
リトアニア共和国	平成二十三年三月一日
スイス連邦	平成二十三年三月一日
スペイン	平成二十三年三月二日
フランス共和国	平成二十三年三月二日
アメリカ合衆国	平成二十三年三月四日
メキシコ合衆国	平成二十三年三月四日
ワジランド王国	平成二十三年三月四日
シエラレオネ共和国	平成二十三年三月二十五日
モーリシャス共和国	平成二十三年三月二十五日
モザンビーク共和国	平成二十三年三月二十九日

それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

よって、同憲章は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

フィンランド共和国	平成二十三年三月二十五日
ガンビア共和国	平成二十三年三月三十一日
リトアニア共和国	平成二十三年三月三十一日
スイス連邦	平成二十三年三月三十一日
スペイン	平成二十三年四月一日
フランス共和国	平成二十三年四月一日
アメリカ合衆国	平成二十三年四月三日
メキシコ合衆国	平成二十三年四月三日
ワジランド王国	平成二十三年四月三日

○外務省告示第百九十三号

次に掲げる各国の政府は、平成二十一年一月二十六日にボンで作成された「国際再生可能エネルギー機関憲章」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日にドイツ連邦共和国政府に寄託した。

フィンランド共和国	平成二十三年二月二十三日
ガンビア共和国	平成二十三年三月一日
リトアニア共和国	平成二十三年三月一日
スイス連邦	平成二十三年三月一日
スペイン	平成二十三年三月二日
フランス共和国	平成二十三年三月二日
アメリカ合衆国	平成二十三年三月四日
メキシコ合衆国	平成二十三年三月四日
ワジランド王国	平成二十三年三月四日
シエラレオネ共和国	平成二十三年三月二十五日
モーリシャス共和国	平成二十三年三月二十五日
モザンビーク共和国	平成二十三年三月二十九日

よって、同憲章は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

フィンランド共和国	平成二十三年三月二十五日
ガンビア共和国	平成二十三年三月三十一日
リトアニア共和国	平成二十三年三月三十一日
スイス連邦	平成二十三年三月三十一日
スペイン	平成二十三年四月一日
フランス共和国	平成二十三年四月一日
アメリカ合衆国	平成二十三年四月三日
メキシコ合衆国	平成二十三年四月三日
ワジランド王国	平成二十三年四月三日
シエラレオネ共和国	平成二十三年四月十四日
モーリシャス共和国	平成二十三年四月十四日
モザンビーク共和国	平成二十三年四月十八日

（平成二十三年三月二十九日付けドイツ連邦共和国外務省口上書）

平成二十三年六月六日

外務大臣
国務大臣臨時代理
玄葉光一郎

○外務省告示第百九十三号

平成二十三年六月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

１　認定政府の代表者とバンクーバー日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

２　日本国政府の代表者とバンクーバー日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

○外務省告示第百九十四号

平成二十三年五月十八日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十三年六月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

日本国政府は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関してバングラデシュ人民共和国政府に対し次のとおり通報する栄誉を有します。

１　日本国政府は、平成二十三年三月三十一日までの円貨による借款（以下「借款」という。）がこの書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画を実施するために、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に対し、四百四十九億二千九百万円（五四、九二〇百万円）の額までの円貨による借款を供与することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構に対し、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に対し、四百四十九億二千九百万円（五四、九二〇百万円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）がこの書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画を実施するために、独立行政法人国際協力機構に対し、日本国政府に供与されることになる。

２　日本国政府は、借款の供与に関する次の条件を満たすことを確認する。

（１）借款は、日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間で別途締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に従って供与されること。

（２）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（３）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（４）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（５）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（６）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（７）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（８）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（９）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（10）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（11）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（12）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（13）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（14）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（15）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（16）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（17）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（18）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（19）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（20）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（21）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（22）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（23）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（24）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（25）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（26）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（27）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（28）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（29）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（30）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（31）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（32）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（33）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（34）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（35）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（36）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（37）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（38）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（39）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（40）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。

（41）借款は、バングラデシュ人民共和国政府が、借款契約に従って、借款の供与を受けるために必要な措置をとること。